公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の制定及び一部改正案の概要

教育委員会事務局教職員課

1 制定及び一部改正の理由

平成29年10月10日の栃木県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨にのっとり、平成29年度栃木県議会第346回通常会議において議決された栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例により、必要となる規則の制定及び一部改正をしようとするものである。

2 制定及び一部改正の内容

- (1) 平成29年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則(平成29年規則第7号)
 - ① 平成29年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、経過措置額支給特定職員で、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の条例の規定により支給されるべき額に相当する額とするための規則を定める。

(2) 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年規則第7号)

① 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正

平成29年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、現行の「昇格時号給対応表」による昇格後の号給及び「降格時号給対応表」による降格後の号給と対応が異なる場合が生じるため、「昇格時号給対応表」等の改正を行う。

(経過措置)

昇格時号給対応表の改正により、旧法有利が生じるため、経過措置を規定する。

(3) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和54年規則第20号)

① 調整基本額表の改正

平成29年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、調整基本額表の改 正を行う。

3 施行期日(適用期日)

- (1) 平成29年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則
 - ① 公布日
- (2) 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
 - ① 公布日(平成29年4月1日適用)
- (3) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則
 - ① 公布日(平成29年4月1日適用)

教職員課

規則案の趣旨

ある。 平成二十九年十月十日の 人事委員会勧告の趣旨に \mathcal{O} 0 とり、 所要の規則を制定するもの で

一規則案の内容

支給されるべき給料等の額に達しない場合は、後者をもって給料等の額とする。 正後の給与条例の規定により支給されるべき給料等の額が、 次の(1)及び(2)の両方に該当する職員 で、 この 規則の規定の適用がないものとした場合に改 改正前の給与条例の規定により

- (1)六号)附則第五条第一項に規定する特定職員であるもの。 栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十六年栃木県条例第六十
- (2)も の。 平成二十九年四月一日前に五十五歳に達したもので、 ①の規定による給料を支給される

三 施行期日

この規則は、公布日から施行する。

平成二十九年十二月二十七日平成二十九年勧告改正給与条例の不見教育委員会規則第七号 施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定め る。 る。

栃木県教育委員会教育長 宇 貞 夫

平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則

- 条例第六十六号。以下「平成二十六年給与条例」という。)附則第五条第一項に規定する特定職員経過措置額支給特定職員が木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十六年栃条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ものをいう。 かつ、平成二十九年四月一日前に五十五歳に達した者であって、 同条の規定による給料を支給され であり る
- 二 施行日 「平成二十九年勧告改正給与条例」という。)の施行の日をいう。 施行日 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成二十九年栃木県条例第五十号。 以下
- 給与条例 栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)をいう。
- 五四
- 改正前の給与条例改正後の給与条例 平成二十九年勧告改正給与条例による改正前の給与条例をいう。平成二十九年勧告改正給与条例による改正後の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十九年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの 一 給料(教育委員会の定める場合におけるものに限る。)給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。は、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支与条例附則第五条の規定を含む。以下この条において同じ。)により支給されるべき額(第三号にあってあっては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)が、改正前の給与条例の規定(平成二十六年給 給与条例の規定(平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。)により支給されるべき額 (第三号に)に改正後の間

- へき地手当(次号に該当するものを除く。)
- に 支給に関する規則 おけるへき地手当及び地域手当 栃木県公立学校職員のへき地手当、 (昭和三十五年栃木県教育委員会規則第二十一号) へき地手当に準ずる手当、 号)第一条の二の規定の適用がある場合定時制通信教育手当及び産業教育手当の
- へき地手当に 準ずる手当
- 超過勤務手当
- 六 五 四 夜勤手当
- 地域手当 (第三号に該当するものを除く。
- 期末手当
- 勤勉手当

(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、 事項は、 教育委員会が人事委員会と協議して定める。 平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関し必要な

則

 $_{\mathcal{O}}$ 規則は、 公布 \mathcal{O} 日 カン ら施行する。

(教職員課)

栃木県公立学校職員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

案要綱

教職員課

一規則案の趣旨

 \mathcal{O} 平成二十· である。 九年十月十日 \mathcal{O} 人事委員会勧告 の趣旨に \mathcal{O} 0 とり、 所要の改正をしようとするも

二 規則案の内容

1 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正

表及び別表第十五の降格時号給対応表の一 平成二十九年度の教育職給料表の給料月額 部を改正する。 の改定に伴い 別表第十四の昇格時号給対応

2 経過措置

 \mathcal{O} 発生を防止するため 昇格時号給対応表 \mathcal{O} 0 改正によ 経過措置を規定する。 り、 今年度内の昇格者等に 9 1 て、 この改正による不均衡

- (1) 昇格時号給対応表による号給が、 の昇格等の号給に 平成二十九年四月 9 11 _ ては、 日 から施行日の前日までの 改正前 改正前の昇格時号給対応表による号給に達しない職員 \mathcal{O} 昇格時号給対応表による号給とする。 間に昇格等 した職員 のうち、 改 正 後 \mathcal{O}
- (2)上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、 による号給とすることができるも 施 行日 から平成三十年三月三十 一日ま のとする。 で \mathcal{O} 間に 昇格 した職 改正前の昇格時号給対応表 員のうち、 前 記 (1) との均

三 施行期日等

この規則は、 公布日か 2ら施行 改正後 \mathcal{O} 規定は平成二十九年四月 日 から適用する。

る。 栃木県公立学校職員の初任給、栃木県教育委員会規則第八号 昇格、 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成二十九年十二月二十七日

号)の一部を次のように改正する。 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七 **栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則** 栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

る。別表第十五イの表中	66 66 5	「 66 67 67 を	別表第十四イの表中
イ の 表 中	65 65	66 66	イ の 表 中
117 122 127 132 138 144 150	K	Ę	62
を 「 <u>- - - - - - - - - - </u>	666	67 68	خ - آ ـ آ ـ آ
1118 1124 1130 1130 1141 1141	を 66 66	€ 67 68	61 5 7
に 改 め、	[5,]5,]5,]		
別 表 第 十	T 68 68 68 68 69 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	に 改 め 、 別	- <u>を</u>
別表第十五ロの表中	**************************************	別表第十四口	62
	67 67 68 68 68 68 68	四口の表中	K
102 108 114 120 122 124	上 に 改 め る。	中	64 64 65 65 65 66 66
で 1103 110 117 124 125	న <u>్</u>		と を
に 改 め			63 63 63 64 64 64 64 65 65
<u> </u>			Ę

1 規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する この規則は、(施行期日等)

(経過措置)

- 2 とする。 日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものに関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準ととなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動の工が、平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けるこ
- 3 のあった職員(個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除なった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることと 動の日における号給については、)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、 なお従前の例によることができる。 当該適用又は異

(教職員課)

_

る規則案新旧対照表版末県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を改正す

格した日 前日に受- ていた号 117 118 119	昇 格目	時 号 給 対 応 表 昇格時号給対応表 昇 格 後 の 号 給 略
前日に受- ていた号 117 118 119	61 62	略
前日に受- ていた号 117 118 119	61 62	略
117 118 119	61 62	
117 118 119	<u>62</u>	略
117 118 119	<u>62</u>	
118 119	<u>62</u>	一略
119		
	62	
	<u> </u>	
100		
122	<u>62</u>	略
123	<u>63</u>	_
124	<u>63</u>	
128		略
129		_
		_
-		_
-		_
-		_
		-
		-
-		-
		-
		-
		-
		┥
141	<u>00</u>	-
144	66	略
-		
	<u>~·</u>	
150	67	略
151	68	7
152	68	7
		•
	128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 144 145 146	128 64 129 64 130 64 131 64 132 64 133 65 134 65 135 65 136 65 137 65 138 65 139 66 140 66 141 66 144 66 145 67 146 67 150 67 151 68 152 68

108	<u>66</u>	略
109	<u>66</u>	
110	66	
略		
115	<u>67</u>	略
116	<u>67</u>	
117	<u>67</u>	
118	<u>68</u>	
119	<u>68</u>	
120	<u>68</u>	
121	<u>68</u>	
122	<u>68</u>	
123	<u>68</u>	
124	<u>68</u>	
125	<u>69</u>	

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表 イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日 の前日に受		降	格	後	の	号	給		
		略							
けていた号 給	1級への								
	降格								
略									
61	118	略							
62	124								
63	<u>130</u>								
64	<u>136</u>								
65	<u>141</u>								
66	<u>146</u>								
67	<u>151</u>								
略									

口 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日 の前日に受		降格後の号給
	- ()	
けていた号	2級から	略
けていた号 給	1級への	
	降格	
略		
65	<u>103</u>	略
66	<u>110</u>	
67	<u>117</u>	
68	<u>124</u>	
69	<u>125</u>	
70	<u>125</u>	
略		

108	66	略
109	67	
110	67	
各		
115	<u>68</u>	略
116	<u>68</u>	
117	68	
118	68	
119	68	
120	<u>68</u>	
121	<u>69</u>	
122	<u>69</u>	
123	70	
124	<u>70</u>	
125	71	

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表 イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号 2級から 1級への 降格 略 61 117 62 122 63 127 64 132 65 138 66 144 67 150 略 格 後 の 号 給 の 目 は る は る は る は る は る は る は る は る は る は								
けていた号 2 級から 1 級への 降格			降	格	後	の	号	給
降格 61 117 略 62 122 63 127 64 132 65 138 66 144 67 150			m/z					
降格 61 117 略 62 122 63 127 64 132 65 138 66 144 67 150	りていた方	乙殻から	哈					
降格 61 117 略 62 122 63 127 64 132 65 138 66 144 67 150	給	1級への						
61 <u>117</u> 略 62 <u>122</u> 63 <u>127</u> 64 <u>132</u> 65 <u>138</u> 66 <u>144</u> 67 <u>150</u>								
62 122 63 127 64 132 65 138 66 144 67 150	略	•	•					
63 127 64 132 65 138 66 144 67 150	61	<u>117</u>	略					
64 132 65 138 66 144 67 150	62	122						
65 <u>138</u> 66 <u>144</u> 67 <u>150</u>	63	127						
66 <u>144</u> 67 <u>150</u>	64	132						
67 <u>150</u>	65	138						
	66	<u>144</u>						
略	67	150						
	略							

口 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日		降	格	後	の	号	給
の前日に受 けていた号		略					
けていた号 給							
略	降格						
65	102	略					
66	<u>108</u>						
67	<u>114</u>						
68	<u>120</u>						
69	<u>122</u>						
70	<u>124</u>						
略							

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

規則案の趣旨

平成二十九年十月十日の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、 所要の改正をしようとするも

のである。

一規則案の内容

調整基本額の改正

平成二十九年度の教育職給料表の給料月額の改定に伴い、 別表第二の調整基本額表の一部

を改正する。

三 施行期日等

この規則は、 公布日から施行し、 改正後の規定は平成二十九年四月一日から適用する。

夫

〜……うに改正する。 次のように改正する。 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 の一部を

「6,984日」を「7,033日」に、「7,699日」を「7,749日」に改める。別表第二への表中「6,984日」を「7,033日」に、「8,977日」を 「9,027日」に改め、 別表第二トの表中

成二十九年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、附 則 改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、 平

(教職員課)

対照表析不県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を改正する規則案新旧

型 改	哟	正	案 現	H	· · ·
Z X	К	調整基本額表	<u> </u>		当
> ~)	市 略 特定業務任期付職員教育職給料表(1)			イ〜ホ 略 へ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)
	職務の級	調整基本額			職務の級
	1 殺	7,033円			1 級
	2 級	9, 027円			2 級 8,977円
要	略				略
ア	特定業務	特定業務任期付職員教育職給料表(2)			· 特定業務任期付職員教育職給料表(2)
珊	職務の級	調整基本額			職務の級
	1 級	7,033円			1 級
	2				
界	Ā	7,749円			2 殺